

「あま市公共施設の使用料の見直し方針」 (素案)の概要

I 基本的な考え方

1 使用料の現状

公共施設の使用料は、施設を利用される方にサービスの対価として負担していただいております。施設の維持管理・運営に要する費用に充てられていますが、統一したルールが無いのが現状です。受益と負担の公平の観点から、市民の皆様の理解と納得を得られる合理的な料金設定とする必要があることから、今回あま市として**統一した基準を策定することになりました。**

2 現状の課題

負担割合・積算根拠が不明確
使用料の改定時期・減免基準
が不統一



明確化・統一化
の必要性

3 検討の対象施設

他の法令等で使用料が定められている施設を除外し検討を行う。

あま市の対象施設=52 施設

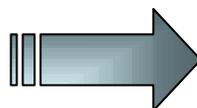
学校開放関係 (17 施設)・福祉施設 (2 施設)
人権ふれあいセンター・資料館・文化会館 (各 1 施設)
産業会館 (2 施設)・公民館 (3 施設)・スポーツ施設 (16 施設)
コミュニティ施設 (7 施設)・防災施設 (2 施設)

4 使用料算定の基本方針

受益者負担の原則

算定方法の明確化

減免基準の見直し



市民の皆様の理解
と納得が得られる
合理的な料金設定

5 使用料の算定方式

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

原価 = 「人件費¹」と「物件費・維持補修費」

受益者負担割合 = 「日常生活に不可欠か」「民間による提供が難しいか」
により求められる受益者と市（公費）の負担割合

II 使用料の算定について

1 原価の算定方法

原価に算定する費用

人件費¹・物件費（賃金²・需用費・役務費・委託料・備品購入費など）・
維持補修費



原価に算定しない費用

建築費・大規模改修費（工事請負費に該当するもの）・用地取得費・
備品購入費（100万円以上）・事業費（本市が主体となって行うもの）

2 施設の性質別分類と負担割合の設定

受益者と市（公費）の負担割合は施設のサービスの性質により分類します。

| 性質分類 | 受益者負担割合 | 備考 |
|-------------------------------|---------|--|
| 日常生活に必要なもので、民間による提供が困難な施設 | 0% | 福祉施設 |
| 日常生活に必要なもので、民間による提供が期待できる施設 | 50% | |
| 日常生活を快適にするもので、民間による提供が困難な施設 | 50% | ・人権ふれあいセンター ・公民館・防災施設 ・コミュニティ施設 ・福祉施設（貸室関係） |
| 日常生活を快適にするもので、民間による提供が期待できる施設 | 100% | ・学校（学校開放関係） ・産業会館・資料館 ・文化会館・スポーツ施設 |

¹ 人件費は、職員の給与等のことを言います。

² 賃金は、アルバイトに対する賃金のことを言います。

3 施設の利用形態による使用料算定方式

「1室当たりの原価」から使用料を算定する方式

・・・会議室、体育館アリーナなど

- ① 1㎡当たりの年間原価 = 施設全体の原価 ÷ 貸出面積の合計
- ② 1㎡当たりの時間原価 = ① ÷ 年間開館時間
- ③ 1㎡当たりの原価 = ② × 利用面積 × 利用時間
- ④ 1室当たりの使用料 = ③ × 性質別負担割合

「1人当たりの原価」から使用料を算定する方式

・・・七宝焼アートヴィレッジ展示室、トレーニング室など

- ① 1人当たりの原価 = 原価 ÷ 年間受益者（利用者）数
- ② 1人当たりの使用料 = ① × 性質別負担割合

Ⅲ 減免基準の見直しについて

1 減免制度について

「受益者負担の原則」の例外として特例的な措置であり、「受益と負担の公平性の確保」のため、真にやむを得ない場合に限定して適用する基準の統一化を図ります。

| 区分 | 基準 |
|--|---|
| 全額免除 | 本市または本市の機関が主催又は共催する場合（共催については、相互の主体性を尊重しながら、社会的課題の解決という共通目的を達成するための協働事業を基本とし、実行委員会等の構成団体の一員となっている場合を含む） |
| | 官公庁及び公的機関 |
| | 指定管理者が管理運営に必要な活動を行うために自らが管理している施設を使用する場合 |
| | あま市在住の障がい者等 ¹ が1人あたりの使用料を定めている施設を個人で使用する場合 |
| | 自治会等が総会・役員会等の会議等で使用する場合 ² |
| 青少年の健全育成を目的とし、本市又は本市教育委員会が認めた小学生で組織する団体が、団体本来の目的で使用するとき。 | |
| 全額又は半額免除 | 施設ごとの個別事由 ³ |

¹ 「障がい者等」とは、「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「療育手帳」、「戦傷病者手帳」のいずれかの交付を受けている者と介助者を必要とする場合の「介助者1名」を言います。

² 自治会等が総会・役員会等の会議等で使用する場合・・・自治会、民生委員児童委員協議会などの地域福祉団体等が、市からの依頼を受けた事項を処理するために会議等を開催する場合、「本市及び本市の機関が主催又は共催する場合」と同等の公益性があるものとし、免除の取り扱いとする。

³ 施設ごとの個別事由・・・基本的には、すべての施設において同じ基準とすることが望ましいところですが、施設ごとの設置目的が異なることから、基準の統一化を図ることは難しいところです。よって、施設ごとの設置目的に照らして、市長が真にやむを得ないと認めるときに免除の取り扱いとする。

2 減免措置の申請

減免措置は、原則として利用者からの申請行為に基づき実施するものとし、減免の基準を満たしているか確認できない場合は、使用料を減免しないものとします。

3 減免制度における指定管理者制度導入施設の取り扱い

市が直接管理する施設と同様の取り扱いをすることが適当であると考えます。

IV その他の取り扱いについて

1 使用料の激変緩和措置

現行使用料と比較し著しく高額となる場合は 1.5 倍を上限とします。但し、以下の点に留意して使用料を決定することとします。

- 周辺自治体の類似施設より高額となることで、利用率の低下を招く恐れがある場合は、改定額を調整します。
- 現行使用料より低額となることで、民業を圧迫する恐れがある場合や、他の類似施設とのバランスに影響を及ぼす恐れがある場合は、現行使用料を据え置くこととします。
- 現在、同一料金が設定されている類似施設で、施設ごとに使用料を設定することにより、市民の混乱をきたす恐れがある場合、各施設の平均使用料を採用することとします。
(例 学校開放施設)
- 森グラウンド、森遊水地グラウンド、森ゲートボール場の 3 施設については、他の公共施設と財産管理上取り扱いが異なるため従前の取り扱いとします。

2 使用料の割り増しなどについて

施設の設置目的や、性質を考慮し、各施設の取り扱いを残すこととします。

3 端数処理等

原則として 10 円単位とし、算定額が 100 円に満たない場合は 100 円とします。

4 改定時期

利用者への周知期間に配慮しつつ、平成 28 年度 4 月を目標に改定する方向で進めますが、指定管理者制度を導入している施設については指定期間に配慮します。

5 料金改定のサイクル

概ね 5 年ごとに見直しを検討します。